

新潟市保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年 3月18日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 7 号

新潟市保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟市保育所条例の一部を改正する条例（令和4年新潟市条例第46号）第1条の規定
中別表の改正規定（新潟市立山ノ下保育園の項を削る部分に限る。）の施行期日は、令和
7年4月1日とし、同条の規定中別表の改正規定（新潟市立大江山保育園の項を削る部分
に限る。）の施行期日は、令和8年4月1日とする。